

【令和8年6月1日～】入院時の食事負担金の変更について

●入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。
これに伴い、令和8年6月1日より下記のように負担金が変わるため、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

		1食あたりの負担金額	
		令和7年4月1日以降	令和8年6月1日以降
一般		510円	550円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円	330円
低所得者Ⅱ	1年間の入院日数が90日目まで	240円	270円
	1年間の入院日数が91日目以降	190円	220円
低所得者Ⅰ		110円	130円

（注1）所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。

（注2）流動食のみ提供する場合は除きます。

（注3）公費医療（難病）等により、負担金額が異なる場合があります。

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ